

輪島市監査公表第65号

平成28年11月21日付発監査第222号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

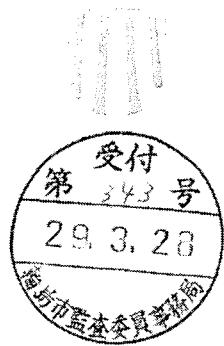
平成29年3月30日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





発 輪 福 第 1054 号

平成 29 年 1 月 25 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課
監査執行年月日 平成28年11月9日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 滞納額の削減努力について 依然として滞納が発生していることから、滞納者の状況を十分調査し、今後も引き続き計画的に滞納額の削減に取り組まれたい。	保育料に関しては、滞納者に対して、児童手当から保護者の同意を得ての口座引き落としによる徴収並びにそれ以外の方法による徴収も引き続き強化しているため、保育料の滞納額は減少してきている。その他の滞納者についても引き続き状況を調査し、計画的に滞納額の早期回収に努めていきたい。	措置方針等